

○デジタル・ガバメント推進会議の専門部会設置に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、デジタル・ガバメント推進会議設置要綱第4条の規定に基づき、専門部会の設置及び運営について必要な事項を定める。

(専門部会)

第2条 専門部会は、次に掲げる部会を設置する。

- (1) 電子自治体推進検討部会
- (2) 住民情報システム部会
- (3) 都市情報システム部会
- (4) 公共施設予約システム運営部会

(所掌事務)

第3条 各専門部会が調査研究する事項は、情報通信技術を活用した総合的な情報システムの構築をめざし、概ね次のとおりとする。

- (1) 電子自治体推進検討部会

[検討事項]

情報化計画の策定及び見直し、情報通信基盤及び通信ネットワークの見直し及び最適化、デジタル・ガバメントに対応した人材の育成及び活用、システム導入に伴う経費および環境整備、データ保護・プライバシー保護に対する安全対策、公共サイトのアクセシビリティの向上並びにデジタル・ガバメント推進に関する条例規則等の整備に関すること

- (2) 住民情報システム部会

[対象業務]

住民記録システム・税務システム・保険システム等の基幹系業務システムの各業務

[検討事項]

情報連携基盤・仮想化基盤・基幹系業務システムの構築及び見直し、経費に関すること

- (3) 都市情報システム部会

[対象業務]

道路総合管理、固定資産総合管理、下水道情報管理、水道情報管理、防災情報、都市計画情報提供、住居表示情報管理、市有地情報管理、政策決定支援等の業務

[検討事項]

地図にかかわる図形情報（地図上に表されている道路、鉄道、河川、家屋、行政界等）と属性情報（台帳等に記載されている各データ）の2種のデータベースからなる地図データベースの整備、地図情報システム導入に関すること

- (4) 公共施設予約システム運営部会

[対象業務]

市民ホール、公民館及び地域共生センター等の公共施設の貸館業務

[検討事項]

公共施設における空き室の参照、予約及び料金決済等の貸館業務のシステム化に伴う運営及び導入検討に関すること

(組織)

第4条 各専門部会は、部会長、副部会長及び部会員若干名で組織する。

2 部会長、副部会長及び部会員は、別表に掲げる職員をもってこれに充てる。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会長は、必要に応じて当該専門部会を主宰する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会長は、必要に応じて当該専門部会を開催し、関係する専門部会員を招集する。

2 部会長は、必要があると認めたときは、部会員以外の関係者を出席させて説明または意見を聴取することができる。

(実務担当者グループ)

第7条 部会長は、当該専門部会の所掌事務を補助させるため、実務担当者グループを置くことができる。

2 実務担当者グループは、関係資料の収集並びに所掌事務の原案を作成して、部会長に報告する。

3 実務担当者グループ員は、当該専門部会員が所属する課の職員のうちから、部会長が指名する。

(庶務)

第8条 各専門部会の庶務は、総務部デジタル戦略課において処理する。

附 則 この要領は、平成9年2月10日から実施する。

附 則 この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成11年4月12日から実施する。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成12年10月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成19年10月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成20年4月1日から実施する。

- 附 則 この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成 22 年 5 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成 23 年 11 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この要領は、令和 6 年 11 月 21 日から実施し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

[別表]

1. 電子自治体推進検討部会

部会長	デジタル戦略課長
副部会長	上下水道局経営部経営企画課主幹（情報システム担当）
部会員	市立豊中病院医療情報室長
〃	消防局指令センター長
〃	読書振興課長
〃	教育センター所長

2. 住民情報システム部会

部会長	デジタル戦略課長
副部会長	市民課長
〃	市民税課長
部会員	財政課長
〃	税務管理課長
〃	債権管理課長
〃	固定資産税課長
〃	保険相談課長
〃	保険給付課長
〃	福祉事務所長
〃	地域共生課長
〃	障害福祉課長
〃	健康推進課長
〃	医療支援課長
〃	健康危機対策課長
〃	おやこ保健課長
〃	長寿安心課長
〃	長寿社会政策課長
〃	子育て給付課長
〃	住宅課長
〃	庄内出張所長
〃	新千里出張所長
〃	会計課長
〃	学務保健課長
〃	選挙管理委員会事務局長

3. 都市情報システム部会

部会長	基盤管理課長
副部会長	デジタル戦略課長
部会員	危機管理課長
〃	公園みどり推進課長
〃	資産管理課長
〃	固定資産税課長
〃	市民課長
〃	都市計画課長
〃	開発審査課長
〃	建築審査課長
〃	基盤保全課長
〃	上下水道局経営企画課主幹（情報システム担当）
〃	消防局指令センター長

4. 公共施設予約システム運営部会

部会長	人権政策課長
副部会長	デジタル戦略課長
部会員	魅力文化創造課長
〃	中央公民館長
〃	くらし支援課長
〃	地域連携課長
〃	地域共生課長
〃	障害福祉課長
〃	おやこ保健課長
〃	子育て給付課長
〃	こども安心課長
〃	こども支援課長
〃	社会教育課長
〃	ゼロカーボンシティ推進課長